


所管部課	市民部保険年金課	部長	田村 美砂		
件名	東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義が規定されたことから、傷病手当金の支給に係る規定について、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 新型コロナウイルス感染症の定義を改める（第10条の2第1項関係）。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 改正法の内容に則した事業の実施ができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 令和3年第2回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。